

鳥取県告示第 609 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
有限会社和企画 代表取締役 田 中文子	倉吉市幸町532 - 1	ヘルパーステー ション望	倉吉市丸山町476 - 3	訪問介護	平成19年 7 月 1 日